平成２３年（フ）第４３７２号
東京都江戸川区北小岩８丁目10―７　フジビレッジⅢ101
債務者　井波　真希
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　淳
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９４２号
千葉県君津市西坂田３丁目５―６
債務者　安藤千代子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田眞一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０８０号
東京都板橋区加賀１丁目10―14―116
債務者　藤川　　一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　慎一
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０８１号
東京都板橋区加賀１丁目10―14―116
債務者　藤川久留美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　慎一
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１２６号
神奈川県横浜市港南区下永谷５丁目９―11
債務者　荻原　珠貴
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡山未央子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２１４号
東京都調布市西つつじヶ丘１丁目12―31―405
債務者　角田秀一朗
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澄　道子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０６１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎11―８　さくらブリッサⅢ―201
債務者　浦川　善明
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　克也
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３８１号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目23番10号　第３鷲田マンション201
債務者　佐藤　隆宥
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３５号
札幌市南区常盤２条２丁目18番38号　アートヒル453Ｂ―205号
債務者　高松美佐子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６３号
札幌市東区北37条東７丁目２番８号　コーポ丸艶102号
債務者　渡部美喜子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８２号
札幌市豊平区中の島１条４丁目12番12号　加藤ハイツ１Ｆ
債務者　上村　淳子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１３号
北海道江別市大麻南樹町７番地　Ｂ５―201
債務者　岡村　博孝
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３７号
札幌市北区屯田８条７丁目８番１号　シレーナⅠ102号
債務者　村上佐代子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４号
長野県上伊那郡南箕輪村6682番地
債務者　有賀久美子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３５号
三重県松阪市塚本町142番地５
債務者　松浦　鯉江
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
津地方裁判所松阪支部